

2000年度版鋼船規則及び同検査要領等における改正点の解説

1. 英文規則改正の解説としてすでに解説済の要件

下記の要件は、外国籍船に対して、1998年12月25日付で、英文鋼船規則の一部が規則47号、英文鋼船規則検査要領の一部が達51号、船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部が達53号にて改正されているもので、日本籍船に対しては、平成11年7月19日付規則24号にて鋼船規則、達23号にて鋼船規則検査要領、並びに達30号にて船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部が改正され平成11年8月15日付にて施行されている。

- (1) ばら積貨物船の安全性強化関連
- (2) 検査強化(ESP)関連
- (3) 特に乾舷を減じた船舶に対する歩路関連
- (4) 新造及び現存ばら積貨物船の損傷時復原性関連
- (5) ばら積貨物船の船側構造関連
- (6) 材料の一般規定関連
- (7) 予備アンカーの省略関連
- (8) 現存ばら積貨物船の損傷時復原性免除に関する規定関連
- (9) 鋳鉄品関連

- (10) 鋼材の負の許容差関連
- (11) 溶接材料の水素試験関連
- (12) プロペラ铸物関連
- (13) アルミニウム合金材関連
- (14) チェーンの寸法許容差及び合成繊維ロープ端部のアイ加工関連
- (15) 固定式甲板泡装装置関連
- (16) 防食要領書関連

上記の改正に関する解説及び改正の内容は、会誌第248号(1999(III))を参照されたい。尚、上記(7)に掲げる予備アンカーの省略関連において、日本籍船に対してのみ鋼船規則検査要領C27.1.1-2.に海底電線敷設船等、港以外の場所で投錨する機会が多いと考えられる特殊な船舶において、予備アンカーを省略できない旨を規定しているが、一般的の船舶同様に航行中の船舶における落錨による事故の減少や、規格化された代替のアンカーの入手の容易さ等の理由により、予備アンカーを常に設置する必要性がなくなっていることを考慮しこの要件を削除した。

2. 鋼船規則B編における改正点の解説（定期検査の早期実施関連）

1. はじめに

1999年7月19日付規則第29号により、鋼船規則B編（外国籍船舶）の定期検査の時期に関する要件が一部改正された。以下、改正された規則について解説する。

2. 改正の背景

従前の鋼船規則B編1.1.3-1.(3)には、定期検査は4回目の年次検査の時期から開始し、船級証書の満了日までに完了できる旨の適用、いわゆるコメンス・コンプリート方式の適用が定められていた。

しかし、定期検査を4回目の年次検査の時期よりも前に

繰り上げて開始した場合における同定期検査の完了に関する取扱いが不明確であった。

今回、定期検査を4回目の年次検査の時期よりも前に繰り上げて開始した場合における同定期検査の完了に関する要件を定めた。

3. 改正の内容

鋼船規則B編1.1.3-1.(3)一部改正：

定期検査を4回目の年次検査の時期よりも前に繰り上げて開始した場合、同定期検査は、定期検査を開始した日から15ヶ月以内に完了しなければならないことを明記した。